

(通則)

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。) が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用(以下「高速定額利用」といいます。)と別表1に定める津松阪地区ゴルフ場協議会が管理するゴルフ場のゴルフ利用に対する4,000円分の利用券(以下「ゴルフ場利用券」といいます。)が一体となったプラン(以下「本プラン」といいます。)について適用します。

(本規約以外の適用)

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び津松阪地区ゴルフ場協議会が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- ー ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「6会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する 無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種(車種区分については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。)とします。

(実施期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2021年5月6日(木)から2022年4月28日(木)までの期間とします。ここの期間のうちお申し込み時に登録を行う利用開始日から別表2に定める高速定額利用期間(コース毎に別表2に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申し込みの場合には、お申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じ。)を本プランの利用可能期間(以下「利用可能期間」といいます。)とします。ただし、次の各号に定める期間はお申し込みできません。

- 一 お盆交通混雑期、年末年始交通混雑期(詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。)
- 二 当社が別途指定した日(詳細が決まり次第、NEXCO中日本公式Webサイトにてお知らせします。)
- 2 利用可能期間の周遊通行(第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。)に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

(申込方法等)

第6条 本プランへのお申し込みは、別表1に定める本プランの利用対象ゴルフ場へプレーの予約を行っ

てください。プレーの予約確定後に、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用可能期間中における最初の出口インターチェンジを通過する時までに当社公式WEBサイトから行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります。(既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。)

- 2 ゴルフ場利用券料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。
- 3 本プランのお申し込みが完了したとき、当社は、お申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、 プラン名、利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状 況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。
- 5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランのお申し込みが完了した時点で成立します。
- 6 利用日にゴルフ場にてスマホ・タブレット画面に表示した申込確認書を提示し係員の指示に従ってください。
- 7 第16条第1項、第2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。
- 8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一日のお申し込みはできません。同一日のお申し込みした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 9 申込確認書の通知をもって、お申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

(受付内容の変更)

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、申し込み内容の変更はできません。 変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。

- 2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで「速旅」会員専用「マイページ」から変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。
- 3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効です。

(ゴルフ場利用券の利用方法)

第8条 申込者はあらかじめ対象ゴルフ場に予約を行ってください。ゴルフ場利用日に予約したゴルフ場受付にてスマホ・タブレット画面に表示した申込確認書を提示し、係員の指示に従い引換番号を入力し画面認証した後に申込確認書をゴルフ場利用券としてゴルフプレー代金等のお支払いに充当することができます。また、いかなる場合でもおつりはでません。

2. スマホ・タブレットでの画面認証が必要なサービスとなりますので、申込確認書の提示のみではゴルフ場利用券としてゴルフプレー代金等のお支払いに充当することができません。

(高速定額利用の利用可能な区間)

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用日において、周遊エリア(別表3に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。)内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行(回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。)とします。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア以外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金(以下「区間外料金」といいます。)をお支払いいただきます。なお、周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

(高速定額利用の開始及び終了)

第10条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用日に流入した走行の満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

(高速定額利用の利用方法)

- 第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、お申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。
- 2 料金所を通過するときは、お申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。
- 3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般(有人)レーン(以下「一般レーン」といいます。)で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン(レバー)」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。
- 4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン(レバー)」によりお申し出ください。

(料金及び請求)

- 第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。
- 2 当社は、高速定額利用料金とゴルフ場利用券料金を分けて請求いたします。なお、ゴルフ場利用券料金にかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際のご利用日のおおむね2~3週間後の日付となります。
- 3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。
- 4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はETCカード事務局(ETCパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。)が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。
- 5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額(以下「未払債務の合計額」といいます。)が、預託いただいたデポジットの 80%相当額(以下「利用可能額」といいます。)を上回りますと、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

(他の割引との適用関係)

- 第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引(ETC時間帯割引、障害者割引等) は適用されません。
- 2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント(以下「マイレージポイント」 といいます。)については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
- 3 お申し込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該 還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
- 4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。
- 5 ゴルフ場利用券料金のお支払いに金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

(高速定額利用の適用対象外及び無効)

- 第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。
- 一 申込時に登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。
- 二 申込時に登録した車種以外の車種で利用になったとき。
- 三 利用日以外の日に入口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出したとき。
- 四 利用日に入口インターチェンジを流入し、利用終了日の翌々日までに出口インターチェンジを流出しなかったとき。
- 五 周遊通行以外の通行を行ったとき。
- 六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の 経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用のお申し込みを無効とし、利用日における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。
- 二 申込時に登録した 1 枚のE T C カードを利用日に 2 台以上の車両に使用したとき(ただし、当社が承諾した場合を除きます。)。
- 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。
- 3 本プランのお申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用のお申し込みを無効と し、利用日における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 本プランの利用時に有効なETCカードを登録していること。
- 二 お申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
- 三 お申し込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること。

(ゴルフ場利用券の利用拒否)

- 第15条 次の各号の一に該当するときはゴルフ場利用券の利用をお断りします。
- 一 申込確認書を偽造したとき。
- 二 第8条第1項に定めるスマホ・タブレット画面認証での引換以外でゴルフ場利用券を引換えしようとしたとき。
- 三 第8条第1項に定めるスマホ・タブレット画面を提示した際に、引換完了経過時間が30分を経過した場合、スマホ・タブレット画面表示の時間表示が点滅していない場合及び既に引換手続きが完了済みの

旨の表示がなされている場合。

四 すでに交換を行っているとき。

五 第16条に規定する解約を行ったとき。(ゴルフ場利用券の引換をした場合は、ゴルフ場利用券料金を請求します)

(解約等)

第16条 本プランのお申し込み者は、利用日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで(ただし、申込時に登録を行う利用開始日の24時までに限ります。)に、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用のお申し込み又はゴルフ場利用券のお申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

- 2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。
- 一 周遊通行を行わなかった場合(第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。)、かつ、第8条に定めるゴルフ場利用券の引換えしなかった場合は、高速定額利用とゴルフ場利用券とも遡って解約がされたものとします。
- 二 周遊通行を行わなかった場合(第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。)、かつ、第8条に定めるゴルフ場利用券の引換えをした場合は、高速定額利用のみ遡って解約がされたものとします。
- 3 周遊通行を行った場合は、ゴルフ場利用券の利用の有無にかかわらず、ゴルフ場利用券料金の払戻しをいたしません(当社、津松阪地区ゴルフ場協議会又は対象ゴルフ場の責による場合を除きます。)。ただし、本プランの利用予定日から2か月以内、かつ同じゴルフ場での利用に限り、当該のゴルフ場利用券を後日ご利用いただけます。後日ご利用される場合は、改めてゴルフ場へプレーをご予約の上、当社までゴルフ場利用券を利用しなかった事実とともに、改めてご予約されたゴルフ場、ご利用日、ご予約者名をお申し出ください。
- 4 周遊通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金は行いません。通行した区間の通行料金とゴルフ場利用券料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

(個人情報の保護及び取扱い)

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

2 当社は、第8条に定める方法により申込確認書をゴルフ場利用券として利用するための手続きに必要な範囲で、津松阪地区ゴルフ場協議会に対し、本プランを申込されたお客様の氏名、申込プラン名称、利用日を提供いたします。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(規約の変更)

- 第19条 当社は、本規約を変更することがあります。
- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1:ゴルフ場利用券の利用対象施設

No	対象施設名	特典	特典対象者
1	青山高原カントリークラブ	練習場コイン1枚	申込者のみ
2	伊勢中川カントリークラブ	練習場コイン1枚	申込者のみ
3	一志ゴルフ倶楽部	練習場コイン1枚	申込者のみ
4	CRC 白山ヴィレッジゴルフコース	練習場コイン1枚	申込者のみ
5	CRC 三重フェニックスゴルフコース	ペットボトル 1 本	申込者のみ
6	CRC 三重白山ゴルフコース	ペットボトル 1 本	申込者のみ
7	三甲ゴルフ倶楽部 榊原温泉コース	練習場コイン1枚	申込者のみ
8	榊原ゴルフ倶楽部	ペットボトル 1 本	申込者のみ
9	西日本セブンスリーゴルフクラブ	ペットボトル 1 本	申込者のみ
10	エクセレントゴルフクラブ伊勢大鷲コース	練習場コイン1枚	申込者のみ
11	エクセレントゴルフクラブ一志温泉コース	ペットボトル 1 本	申込者のみ
12	松阪カントリークラブ	練習場コイン1枚	申込者のみ
13	名松・ゴルフクラブ	練習場コイン1枚	申込者のみ
14	メナードカントリークラブ青山コース	練習場コイン1枚	申込者のみ

別表2:料金及び利用日(金額は本プラン利用1回あたりの料金)

プラン名	周遊 ェリア 記号	料金(普通車)	料金(軽自動車等)	高速定額 利用可能期間	利用券 利用日 (※ 1)
ゴルフ場利用券 (4,000円分) 発着なし 三重県中部周遊 (1日間)		6,600 円 (内訳) [高速定額利用] 2,600 円 [利用券] 4,000 円	6,100円 (内訳) [高速定額利用] 2,100円 [利用券] 4,000円	お客さまが 指定する 利用開始日 から 連続する 最大1日間	左記の 高速定額
ゴルフ場利用券 (4,000円分) 発着なし 三重県中部周遊 (2日間)	A	7,100円 (内訳) [高速定額利用] 3,100円 [利用券] 4,000円	6,500円 (内訳) [高速定額利用] 2,500円 [利用券] 4,000円	お客さまが 指定する 利用開始日 から 連続する 最大2日間	利用可能期間 のうち1日

^{※1} 第16条第3項に記載の場合を除く。

別表3:高速定額利用(周遊エリア)

MAN OF THE PERMITTING COMMENT OF THE PERMITT				
番号	対象道路	対象区間		
	東名阪自動車道 伊勢自動車道	名古屋西 IC~伊勢関 IC 伊勢関 IC~松阪 IC		
A	伊勢湾岸自動車道 新名神高速道路 東海環状自動車道	名港中央 IC~四日市 JCT 四日市 JCT~甲賀土山 IC、亀山 JCT~亀山西 JCT 新四日市 JCT~大安 IC		